

財団法人千葉県下水道公社寄附行為

平成4年1月30日制定
平成4年3月25日設立許可
改正 平成7年3月24日議決
平成7年3月30日認可
改正 平成14年3月22日議決
平成14年3月29日認可
改正 平成18年2月20日議決
平成18年3月2日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人千葉県下水道公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を千葉県千葉市美浜区磯辺8丁目24番1号に置く。

(目的)

第3条 公社は、下水道知識の普及啓発活動、下水道技術の調査研究及びその成果の活用等を行い、併せて下水道施設の管理その他の下水道事業に関する諸業務の受託を行うことにより、下水道の円滑で効率的な整備の推進を図り、もって県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 下水道知識の普及啓発
- (2) 下水道技術の調査研究及びその成果の活用
- (3) 下水道の多目的活用に関する調査研究及びその成果の活用
- (4) 下水道技術者の養成
- (5) 下水道施設の管理の受託
- (6) 下水道事業に係る建設その他諸業務の受託
- (7) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 会社の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、毎会計年度開始の日の前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、その会計年度終了後2か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 2人以内

(4) 理事(理事長、専務理事及び常務理事を含む。以下同じ。) 10人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事長及び監事は、千葉県知事が任命する。

3 第1項第2号から第4号までに定める役員については、千葉県知事の同意を得て理事長が任命する。

4 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

(職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、この法人の常務を処理する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は千葉県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第17条 第15条第1項に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 千葉県知事は、第15条第2項の規定により任命した役員が次の各号の一に該当するときは、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 理事長は、第15条第3項の規定により任命した役員が前項各号の一に該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

3 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会においてその役員の弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員及び監事は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文章をもって、少なくとも開催の日の7日前に通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前号の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の運用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を記載すること。）

(4) 議事の経過

2 議事録には、議長のほか出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第29条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散）

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得て解散することができる。

（残余財産の処分）

第31条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第6章 事務局

（設置等）

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

（帳簿及び書類の備え付け）

第33条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 雑則

（委任）

第34条 この寄附行為に別に定めるもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員（この法人の設立の日から最初の理事会が開催される日までの

間において選任される職員を含む。)及びその任期は、第15条第1項及び第3項並びに第17条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立の日から最初の理事会が開催される日までの間の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、第32条第4項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為の変更は、千葉県知事の認可の日から施行する。

2 この寄附行為の変更前の役員(会長を除く)は、変更後の寄附行為により選任されたものとみなす。

附 則

この寄附行為の変更は、千葉県知事の認可の日から施行する。ただし、第15条の変更は、平成18年4月1日から施行する。